

## 低解約返戻金の保険商品に係る所得税法上の 経済的価値（下）

酒 井 克 彦

### Economic Value in the Income Tax Law to Affect Insurance Products of the Low Cancellation Refunds vol.2

Katsuhiko SAKAI

The valuation of life insurance has been a huge argument for a long time. The core point of the argument is “what kind of criteria should be applied for evaluating the life insurance?”. Considering the fact that The Income Tax Law does not have the concrete text for this matter, the National Tax Agency issued Regulation to deal with this gap in the law. According to the Regulation, the life insurance must be evaluated based on the amount of its cancellation refunds. However, much attention should be paid to this matter because there still remains a huge doubt on its validity. In this paper, the validity of this evaluation method mentioned in the Regulation will be discussed.

Key Words : 低解約返戻金型生命保険, 生命保険契約, 名義変更プラン, リストリクテッド・ストック, ストック・オプション, 払済保険, 所得税基本通達, 財産評価基本通達, 課税のタイミング, 非課税, 解約返戻金

### Ⅲ 過度な節税に対する対処（承前）

#### 3. 制度濫用と通達ルール濫用の濫用

ストック・オプションやリストリクテッド・ストックとは異なり、生命保険契約に係る保険金受取りに関する権利の場合、特段の譲渡制限が付されているわけではないから売買を行うことは可能である。かように考えると、生命保険契約の名義変更については、権利確定主義にいうところの権利の実現があり得ないとまではいえそうにない。付与時課税を見送った親会社ストック・オプション訴訟等の事例とは異なり、生命保険契約に関しては、いわば付与時、すなわち名義変更時において権利確定主義にいうところの権利の実現があるというべきである。

それでは、本件事例においてP社からXに移転された保険商品の経済的価値はどのように算定すべきであろうか。ここで、旧所得税基本通達36-37に基づく節税行為が許容さ

れるか否かという点に関心がシフトする。仮に節税行為として許容され得るとしても、かかる節税行為が制度の濫用によってなされていたとすれば、同族会社等の行為又は計算の否認規定の適用もあり得るところである。

ただし、この点については議論の余地がある。すなわち、従来、制度濫用論とされてきたものは、租税法に規定されている要件を充足することで、その規定する効果が発動するところ、かかる要件が形式的に充足されていた場合においても、本来、法が予定していないあるいは法の趣旨や目的に反する形で効果が発動することに対する問題意識から出発した議論であったはずである。言い換えれば、制度の濫用とは、課税（減免）要件を形式的に充足することによって、同制度の規定する法律効果が、同制度の趣旨や目的に反する形で発動することを期待する行為をいうのである。租税法律主義の下では、かかる法律要件（課税（減免）要件）とは、あくまでも法律に規定されるものをいうのであって、通達において規定されるものではないはずである。そこにこの議論の若干の不安が所在する。換言すれば、課税（減免）要件の形式的充足の問題は、通達に規定された要件のようなものに係る形式的充足の議論とは根本的に異なるものであり、通達に課税（減免）要件が規定されていることを前提とするかのような考え方は、その出発点からして誤っているはずである。かように考えると、旧所得税基本通達 36-37 が、保険商品ないし保険契約者の地位について解約返戻金によって評価すると通達していたとしても、かかる解約返戻金による評価という取扱いは、それが行政先例法と認められる可能性はあるものの、そのような極めて例外的な可能性を除けば、課税（減免）要件にはならないのである。さすれば、解約返戻金による評価を前提とした保険契約者の名義変更プランの保険商品があるとしても、それを制度濫用として論じることにはいささか問題があるようにも思われる。

通達はひとり法解釈から独立して存立し得るものではなく、租税法律主義の下、当然に法律から解釈し得る場合にのみ通達がその効力を有すると考えるべきである。これを逆説的にいえば、かかる通達が憲法（租税法律主義）に反するものであれば格別、そうでない限りは、通達に示されている要件のようなものは、法律要件を別の言い方で述べたものにほかならないということになるから——法解釈の結果であるから——、通達に示されたルールを形式的に適用してそれを濫用することは、課税（減免）要件の形式的充足に基づく制度濫用と整理することも可能になろう。かような論理構成の上で、先に同族会社等の行為計算の否認規定の適用があり得ると述べたのである。

#### 4. 時価評価問題

ただし、この構成により、生命保険契約に係る評価を論ずるのであれば話は別である。保険契約者の名義変更がなされた場合に、対象となる保険商品の経済的価値がどの程度の

ものであるのかという問題は、法解釈の問題ではなく、あくまでも事実認定の問題であるからである。

国税庁は、同族会社等の行為計算の否認規定を適用するような解釈手法による対処ではなく、先に触れたとおり、通達改正によって保険商品の評価手法を変更することで、過度な節税への対処を行ったのである。

そこで、いかなる通達改正であったのかを確認した上で、かような通達改正の妥当性について検討を行うこととしよう。

#### IV 令和3年の所得税基本通達改正

##### 1. 所得税基本通達 36-37 の改正

ここで、令和3年6月25日付け国税庁長官通達（課個3-9ほか2課共同）『「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）」により改正された所得税基本通達 36-37《保険契約等に関する権利の評価》（以下「新所基通 36-37」ともいう。）を見ておこう。同通達の改正部分は以下の下線部分である。

##### 所得税基本通達 36-37《保険契約等に関する権利の評価》

使用者が役員又は使用人に対して生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約（以下「保険契約等」という。）に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。）により評価する。

ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。

(1) 支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利（法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。

(2) 復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利（元の契約が法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9-3-7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。

(注)「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

この新所基通 36-37 は、いうまでもなく所得税法 36 条《収入金額》の法令解釈通達である。そして、一般的には、かかる通達は給与所得課税におけるFRINGE BENEFIT 課税を示すものであると整理されてきた。したがって、これまでと同様、同通達の位置付け

に変更がないとすると、その射程範囲は現物給与等の支給を受けた者の所得税法上の取扱いが示されたものと解される。すなわち、使用者が、契約者として保険料を払い込んでいた場合において、その契約者としての地位（権利）や保険金受取人としての地位（権利）を、役員又は使用人（以下「役員等」という。）に支給するような場合の受給者における給与所得課税が論点となっているものである。なお、新所基通 36-37 にいう「使用者」とは、法人又は個人事業者を問うものではない。

国税庁による新所基通 36-37 の解説によると、「本通達は、使用者が、役員等に対して保険契約上の地位（権利）を支給した場合の当該地位（権利）の評価の方法を定めたものである。〔下線筆者〕」ということである<sup>32)</sup>。まず、所得税基本通達において財産の評価方法が通達されているという点に関心が寄せられるところではあるが、これは改正前の同通達においても同様であって、評価方法を同通達に新たに設けたものでは決してない。

新所基通 36-37 は、① 前段では、保険契約上の地位（権利）について、原則として、その支給時において当該保険契約等を解約した場合に支払われる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。）により評価することを明らかにしているが、これはかねてより通達が採用してきた評価方法である。他方で、② 後段は、「低解約返戻金型保険」など解約返戻金の額が著しく低いと認められる期間（以下「低解約返戻金期間」という。）のある保険契約等について、「支給時解約返戻金の額」で評価することは「適当でない」ため、新たな取扱いを示したものと説明されている<sup>33)</sup>。ここにいう「適当でない」とは、第三者との通常の取引において低い解約返戻金の額で名義変更等を行うことは想定されないことを指しているようである。

ところで、法人税基本通達では、法人の期間損益の適正化を図る観点から、法人が最高解約返戻率の高い保険契約等を締結している場合には、支払保険料の一部を資産計上する取扱いが示され（法基通 9-3-5 の 2）、かかる資産計上額は、各保険商品の解約返戻金の実態を精査した上で、納税者の事務負担や計算の簡便性を考慮した最高解約返戻率に基づく一定の割合から算出した金額としている。そして、新所基通 36-37 は、この資産計上額を低解約返戻金期間における保険契約等の時価に相当するものと位置付けた上で、名義変更によって移転された保険契約等の評価額とする旨通達しているのである。具体的には、使

---

32) 国税庁「保険契約等に関する権利の評価に関する所得税基本通達の解説」（国税庁 HP：<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/210621/pdf/02.pdf>〔令和 4 年 3 月 17 日訪問〕解説 1 参照。

33) 国税庁・前掲注 32、解説 3 参照。

用者が低解約返戻期間<sup>34)</sup>に保険契約上の地位（権利）を役員等に支給したときに、「支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利を支給した場合」には、「支給時資産計上額」<sup>35)</sup>により評価する旨を新所基通36-37の後段で示しているのである。なお、その対象となる保険契約等は法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限ることとしている<sup>36)</sup>。

## 2. 新所基通 36-37 の問題点

法人税法は、法人税の課税標準である所得金額の計算を適正に行うに当たって、かかる適正性を「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（以下「公正処理基準」という。）に従うことで担保しているのであるが、これは、企業会計が求める適正な期間損益計算を実現するような処理であれば、恣意的あるいは操作的な処理が排除されるであろうというフィクションを前提とした構成である。そこにいう公正処理基準として想定されるものの中心には、いわゆる「三層構造」<sup>37)</sup>を前提とした企業会計の慣行を基礎とする処理がある

- 
- 34) 低解約返戻期間については、支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額よりも低い期間とすることも考えられるが、保険商品の実態や所得税基本通達39-2《家事消費等の総収入金額算入の特例》の取扱いを踏まえ、支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である期間を低解約返戻期間と取り扱うこととされている（国税庁・前掲注32、解説3参照）。
- 35) この通達における「支給時資産計上額」は、使用者が支払った保険料の額のうち保険契約上の地位（権利）の支給時の直前において前払保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額とされている。また、使用者が、前払保険料として資産に計上すべき金額については、年払保険料を期間対応で処理する場合と短期の前払保険料として処理する場合（法基通2-2-14）で金額が異なることとなるが、支給時資産計上額は、使用者が選択した経理方法によって資産に計上している金額として差し支えないとも説明されている。なお、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額が支給時資産計上額とされているが、この加算する金額には、据置保険金など保険契約上の地位（権利）の支給により、役員等に移転する全ての経済的利益が含まれることとなるようである（国税庁・前掲注32、解説6参照）。
- 36) したがって、法人税基本通達9-3-6《定期付養老保険等に係る保険料》その他法人税基本通達の取扱いにより同9-3-5の2の取扱いを適用するとされている保険契約等は、この取扱いの対象となるが、法人税基本通達9-3-4《養老保険に係る保険料》(1)と9-3-5の2の取扱いの選択適用が認められている組込型保険については、使用者が継続して法人税基本通達9-3-4(1)の取扱いにより支払保険料を処理している場合には、この取扱いの対象とならず、支給時解約返戻金の額で評価することとなることも説明されている（国税庁・前掲注32、解説4参照）。
- 37) 法人税法22条ないし同法22条の2にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の示す基準について、商法・会社法を経由して企業会計の処理基準に従うとする考え方を「三層構造」ないし「三重構造」という。ある企業会計の処理基準が、商法19条1項にいう「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」や、会社法431条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するのであれば、通常それは公正処理基準として、法人税法上の所得

ところ、かかる企業会計慣行に基礎付けられた基準が、果たして適正な資産の評価額を算定する基準たり得るのであろうか。あくまでも、期間損益計算の適正性は、資産価値の絶対的評価を必要とするものではないから、取得時の簿価のまま時価評価替えを求めない取得原価主義を前提としたとしても担保され得るものと解される。そうであるとする、  
「適正な期間損益計算は適正な資産評価額を前提としている」との観念は成立し得ないはずである。そもそも、法人税基本通達 9-3-5 の 2 の取扱いは、企業会計が求める期間損益計算の適正性の担保を目的として、前払費用を当期の期間損益計算に反映させないようにするための繰延処理の考え方を導入したものである。さらにいえば、法人税基本通達 9-3-5 の 2 の希求する適正な期間損益計算自体も必ずしも十分なものではなく、特に高額な前払保険料に限って、部分的に資産計上を求めるものであって、いわば「目に余る」前払保険料の一部につき資産計上することを求めるといった処理なのである。再説するが、これは、あくまでも「目に余る」前払保険料の当期費用計上が許容されてしまうと、期間損益計算の適正性を担保できないことから、この一部を適正ならしめるための部分的調整にすぎず、資産評価の適正性を担保するための措置ではないのである。法人税基本通達 9-3-5 の 2 には、前払保険料の資産計上額として、例えば、支払保険料の 40%相当額<sup>38)</sup>などと通達されているが、これは当該保険契約のあるべき評価額として資産計上を求めるものではない。すなわち、ここにいう支払保険料の 40%相当額とは、保険契約の客観的交換価値を表すものでは決してないのである。それは、例えば、長期間の前払家賃を支払った場合における前払家賃の資産計上処理に関し、その会計処理によって借家権の評価額が高くなるかという問題と同根の議論であろう。会計処理の方法次第で、資産価値が変動するという考え方にどれほどの合理性があるのであろうか。

もっとも、新所基通 36-37 には合理性が乏しいとはいっても、では、ほかに適当な代替的処理方法があるであろうか。さような視点からみれば、セカンドベストとしての処理方法が通達されたとみるべきなのかもしれない。いわば推計課税のようなものというべきと思われるが、そうであるとする実額反証が可能ということにもなり得よう。

---

計算の基準となり得るとする考え方をいう（金子宏『所得税・法人税の理論と課題』126頁（日本租税研究協会 2010）、中里実「租税法と企業会計（商法・会計学）」商事 1432号 26頁（1996）、酒井克彦『プログレッシブ税務会計論Ⅰ〔第2版〕』118頁（中央経済社 2018）、同『プログレッシブ税務会計論Ⅲ』4頁（中央経済社 2019）参照）。

38) 契約期間 3 年以上で被保険者 1 人当たりの解約返戻金が 30 万円超で最高解約返戻率が 50% 超 70% 以下の定期保険ないし第三分野保険で保険期間開始日から 4 割経過日までの資産計上金額は、当期分支払保険料×40%相当額と通達されている（法基通 9-3-5 の 2(1)）。

## V 錯綜する保険契約に係る時価評価

### 1. 個人事業主から従業員への名義変更に係る課税問題

新所基通 36-37 の取扱いを前提とすると、解約返戻金がなかったり、あるいはごく少額（30 万円以下）の解約返戻金である場合や、30 万円以上の解約返戻金であっても、保険期間が 3 年未満である場合、最高解約返戻率が 50% 以下の定期保険ないし第三分野保険の場合については、従来どおりの新所基通 36-37 ①の取扱いとなり、それ以外の②については、法人税基本通達 9-3-5 の 2 に従って資産に計上された前払保険料の金額で評価することとされたのである。

かように、所得税の課税上の取扱いを法人税の処理方式に合わせる形で新所基通 36-37 が示されたのである。しかしながら、前述のとおり、新所基通 36-37 にいう「使用者」が法人あるいは個人事業者であることを問わないとすると、個人事業者から従業員に名義変更された場合の取扱いについては不安が残る。けだし、個人事業者に関する課税上の取扱いについて法人税基本通達の適用はないからである。そもそも、個人事業者は所得税法の支配しか受けないのであるから、法人税基本通達 9-3-5 の 2 の取扱いの射程は及ばないはずであるし、加えて、所得税法には、法人税法 22 条 4 項のように公正処理基準に従うという処理方法も法定されていないのであるから、企業会計準拠主義の考え方を採用する法的根拠がないのである。

すると、個人事業者の契約していた生命保険契約を従業員に名義変更した場合の取扱いは、新所基通 36-37 では対処しきれないことになるのではなかろうか。

### 2. 相続時・贈与時における保険契約の評価

これまで新所基通 36-37 の取扱いについて述べてきたが、他方で、財産評価基本通達 214 は改正がなされておらず、そこでは依然として「解約返戻金」の額で評価することが謳われている。そうであるとすると、同じ保険契約であったとしても、課税実務上の取扱いにおいて、相続税や贈与税の適用場面では解約返戻金によって評価をし、名義変更に係る所得税の適用場面では資産計上額で評価をするというような、いわば泣き別れの状態になるのであろうか。

法人税基本通達 9-3-5 の 2 の適用を受ける保険契約等の評価について、新所基通 36-37 に示す資産計上額によるものであることは前述のとおりであるが、これは、あくまでも保険契約者の地位を役員等が引き受けた（名義変更した）時の評価額の問題である。そうであるとはいえ、これが所得税法上の取扱いに関するものであるとすると、個人を前提とした課税上の取扱い全般に及ぶ評価方法とみるべきかという論点が所在する。すなわち、個

人を前提とした課税上の取扱い全般に広く及ぶ評価方法であると捉えるのであれば、同じく個人を前提とした相続や贈与といった課税上の取扱いにおいても、新所基通 36-37 と同様に資産計上額で評価すると解釈することもあり得るといことになるのであろうか。

新所基通 36-37 は「保険契約等に関する権利の評価」を通達したものであるから、個人にとっての保険契約等の評価額は同通達の示すとおりであると考えることが、行政執行の統一性、ひいては租税公平主義に資するということができるかもしれない。しかしながら、所得税法上の財産評価方法と相続税法上のそれが必ずしも同じでなければならないとする実定法上の根拠は乏しい。むしろ、これら二つの法律は、目的や課税対象をそれぞれ異にするものであるから、場合によっては、同じ資産であっても評価方法が異なることは十分にあり得るといべきであらう<sup>39)</sup>。

そうであるとする、相続税法の適用場面においては、これまでどおり解約返戻金相当額による評価が維持されたとした上で、一定の所得税法の適用場面においては、資産計上額による評価がなされるという泣き別れの状態となっていることについては、かような径庭があるという理由のみでこれらの取扱いに違法性を認めることはできないといべきであらう。

---

39) 例えば、いわゆるタキゲン事件では、納税者が、譲渡所得における評価方法についても財産評価基本通達における評価によるべきと主張したのに対して、最高裁令和 2 年 3 月 24 日第三小法廷判決（集民 263 号 63 頁）は、「評価通達は、相続税及び贈与税の課税における財産の評価に関するものであるところ、取引相場のない株式の評価方法について、原則的な評価方法を定める一方、事業経営への影響の少ない同族株主の一部や従業員株主等においては、会社への支配力が乏しく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、このような少数株主が取得した株式については、例外的に配当還元方式によるものとする。そして、評価通達は、株式を取得した株主の議決権の割合により配当還元方式を用いるか否かを判定するものとするが、これは、相続税や贈与税は、相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、株式を取得した株主の会社への支配力に着目したものといえることができる。これに対し、本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。」として、両者の違いを意識した上で、「譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはでき〔ない〕」と説示して、それぞれの法律の目的、課税標準の計算の仕方等の違いを前提として、二つの税法間の評価方法が異なることを否定しない。この事件を取り上げた論稿として、酒井克彦「取引相場のない株式と低額譲渡（上）（下）」税務事例 51 巻 5 号 94 頁、同 6 号 107 頁（2019）も参照。

### 3. 法人から法人への名義変更に係る課税問題

他方で、法人が契約していた保険契約等を別の法人に名義変更した場合はどのように考えるべきであろうか。

この点、国税庁は、上記所得税基本通達 36-37 の通達改正の解説の「なお書き」において、「法人が他の法人に名義変更を行うなど法人が他の法人に保険契約上の地位（権利）を移転した場合の当該地位（権利）の評価についても、本通達に準じて取り扱うこととなる。」と説明している<sup>40)</sup>。

この解説が解釈として正しいとすると、新所基通 36-37 の取扱いが法人—法人間においても妥当するということになる。前述のとおり、そもそも、新所基通 36-37 は、法人税基本通達 9-3-5 の 2 の取扱いに合わせる形で、保険契約等の評価方法を示したものであるから、法人税領域内部における処理につき、保険契約等の引受け側の処理を統一させること自体には、前述したような法人—個人間における個人所得税の課税上の取扱いよりも、圧倒的に抵抗感は少ないように思われる。

しかしながら、この法人—法人間における保険契約等の引受け側の法人税上の処理が、所得税基本通達の取扱いに関連して示されていることには執行手法としての疑問も惹起され得る。この取扱い自体は、国税庁長官からの上意下達の命令である通達そのものではなく、あくまでもかかる通達改正の解説の中でそのように示されているにすぎないのである。所得税基本通達に法人税上の取扱いを記載することができないから、苦肉の策として、その解説に記載したと善解することもできなくはないが、なぜ法人税基本通達を改正しなかったのかについては判然としない。

## VI 払済保険に関する問題

### 1. 異なる二つの見解

新所基通 36-37 の取扱いの変更から派生する問題は多い。

ここでは、その一つとして、払済保険の取扱いについて考えてみたい。払済保険は、解約返戻金を利用して契約の存続を図る方法である<sup>41)</sup>。この場合、保険期間は元契約のまま、その時点での解約返戻金を一時払保険料（元契約が定期保険特約付き終身保険の場合は終身保険）に充当することになるため、払済保険の保険金は、変更時の元契約の残存保

40) 国税庁・前掲注 32, 解説 7 参照。

41) 既契約の途中で保険料を支払うことができなくなったような場合に保険料の支払を中止し、既払保険料に係る解約返戻金を利用して実質的な契約の存続を図ろうとする方法をいい、多くの保険会社を取り扱っているようである。

険期間を保険期間とし、変更時の被保険者の到達年齢を加入年齢とする終身保険等の一時払保険料に解約返戻金を振り替えて計算した金額となる<sup>42)</sup>。このことは、換言すると、解約返戻金を一時に受け取り、新たに終身保険等に加入したとみることもできるため<sup>43)</sup>、法人税基本通達9-3-7の2《払済保険へ変更した場合》は、「法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額……との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。」という処理方法（以下、便宜的に「洗替処理」という。）を通達している。ここでは、変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額を「資産計上額」というが、この取扱いが問題となる。

この取扱いについては、同通達に注書きが示されており、養老保険等から「同種類の払済保険」に変更した場合に、「本文〔筆者注：上記法人税基本通達9-3-7の2〕の取扱いを適用せず、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。」と示されていたのである（以下、この処理を便宜的に「資産計上継続処理」という。）。この注書きに関し、令和元年課法2-13により改正された通達では、養老保険等に「定期保険、第三分野保険」が追加されたのである。そこで、定期保険や第三分野保険の名義変更がなされた場合についても、「同種類の払済保険」に係る払済保険に変更した場合である限り、かかる注書きが適用されるとすると、通達が認める資産計上継続処理が適用されることになり、洗替処理を行う必要はないということになるように思われる。

ここにいう「同種類の払済保険」には、例えば、払済変更前の保険に比して保険金額は減額となるが、主契約の内容については事実上の変更がないものなどが該当すると説明されている<sup>44)</sup>。

そこで、この通達の取扱いに関しては、想定され得る次のような事例において異なる二つの見解の対立が生じることになる。例えば、保障額を下げることによって保険料の負担を軽くし、その時点での解約返戻金＝責任準備金を一時払保険料に充当するという契約を想定する。なお、当然ながら、解約返戻金がないと払済保険への変更はできないので、積立型保険であることが前提となる。

新所基通36-37が払済保険にいかなる影響を及ぼすことになるかについて、第一の見解

---

42) 高橋正朗『法人税基本通達逐条解説〔10訂版〕』998頁（税務研究会2021）。

43) 高橋・前掲注42, 998頁。

44) 高橋・前掲注42, 1000頁。

は、洗替処理を行うことが必要になると考える。これに対して、第二の見解は、新所基通 36-37 によって、払済保険に係る取扱いが緩和されていることになるため、洗替処理が不要になったと考える。すなわち、新所基通 36-37 の適用日前の契約であっても改正後の取扱いが適用されるとする見解である。

これらの見解の対立は、法人税基本通達 9-3-7 の 2 に付されている注書きの解釈の相違に基づくものであるといえよう。払済保険への変更は、分解すると旧契約の解約と新契約の締結と考えられるが、同通達によれば、変更の時点で解約返戻金相当額を認識して税務処理をすることとされている。しかしながら、払済保険への変更は、現金の収受を伴わない保険契約の変更という特殊性を有することから、変更の時点が、解約の時であるといえるのか、それとも解約返戻金相当額の決定をした日と考えるべきかについて、同通達は回答を示しているとはいえない。

この点について考えると、新所基通 36-37 には次のような附則が示されている。すなわち、「経過的取扱い」として、「この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、令和 3 年 7 月 1 日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用し、同日前に行った保険契約等に関する権利の支給については、なお従前の例による。」とするのである。つまり、通達の適用時期を前提に考えると、そもそも、新所基通 36-37 は、令和 3 年 7 月 1 日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用されるのであるから、従前からの旧契約について適用されるわけではないというべきであろう。

もっとも、法人税基本通達 9-3-7 の 2 の注書きの記載振りには、「同種類の払済保険」との表現があるが、ここにいる「同種類」については、それが、旧定期保険と新定期保険という意味での同種類を指すのか、あるいは、保険契約に付着する課税上の取扱いまでを含んだところで解釈をするのかという論点は残されている。したがって、例えば、従来の課税上の取扱いが適用されるべき旧定期保険と新所基通 36-37 に示された新たな課税上の取扱いが適用される新定期保険は、「同種類の払済保険」とはいえないとする解釈もあり得ないことはないように思われるのである<sup>45)</sup>。

## 結びに代えて

令和 4 年 2 月 18 日付け日本経済新聞は、金融庁が節税保険を販売している保険会社に対して、保険業法に基づく報告徴求命令を出したと報じた。金融庁が問題視しているの

---

45) そもそも通達を文理解釈すること自体、必ずしも妥当ではない。通達を文理解釈するという考え方に否定的な見解を示したものとして、酒井克彦「税務通達を文理解釈することの意義（上）（中）（下）」税務事例 51 巻 7 号 1 頁、同 8 号 1 頁、同 9 号 1 頁（2019）参照。

が、本稿で取り上げたいいわゆる「名義変更プラン」と呼ばれる定期保険であり、国税庁がこの手法に対して本稿で取り上げたとおりの通達を発遣してこれをけん制してきたものである。金融庁は、かかる保険につき、「節税効果を強調するなど保険本来の趣旨から逸脱した募集をしていた可能性」があることから、詳しく実態を調査するという<sup>46)</sup>。

かような意味では、本稿の議論は今後も注目を集めるところではないかと思われる。本稿での議論が、あるべき保険税務に何らかの形で寄与することができれば幸いである。

なお、本稿における議論は低解約型の生命保険契約を前提としたものであるが、低解約型の中にはいわゆるゼロ解約型のそれも包摂されていることを最後に付言しておきたい。

---

46) 令和元年の法人税基本通達改正において相当多額の前払保険料が生じている場合の保険料の損金算入制限が示されたときも、国税庁と金融庁は連携をとっていたことが想起される。本稿では、租税法の観点からの議論に焦点を当てたが、保険業法的視角からも関心が寄せられている問題であるといってもよいであろう。